

2018.12.25
コチ コンサルティング

新所得税法の運用概要が確定しましたが、12月24日付で、**年1回賞与特別税制の継続が報道されました。**
新所得税法の1月1日施行を1週間後に控えた現在の留意点をご報告します。

新所得税法による所得税計算

対象期間予納税額 = (累計預控預納納税所得額*1 × 預控率 - 速算控除数) - 累計減免税額 -
累計納税額

*1 累計預控預納納税所得額 = 累計収入 - 累計免税収入 - 累計基礎控除*2 - 累計専項控除*3
- 累計専項付加控除*4 - 累計その他法定控除

* 新所得税法による所得税計算: [CoChi HR Navi.Vol.159](#)

1. 1月支給賃金の計算方法修正対応

1月支給賃金に関わる所得税は月次累計予納制度にのつとる必要があります。

【基礎控除*2】

1月分は基礎控除額5,000元、年度累計納税額は0の為、基礎控除に関わる計算に変更はありません。

【累計専項控除*3（社保、住宅積立個人負担分）】

2019年度初月であり、12月1か月分と同額。

【累計専項付加控除*4】

1月分給与から基本的に控除が必要です。現時点では税務局の個人申告アプリケーションはまだ使用できませんが、会計事務所等を通じた、民間の個人申告用アプリケーションは個人申請が可能となっています。

現時点で、個人申告アプリが使用可能な状況にない場合も、従業員に必要情報の収集を促し、迅速な個人申告に備えさせる通知などは有効と思われます。

専項付加控除申告項目: [CoChi HR Navi.Vol.159 参照](#)

2. 1月1日以降の賞与支給

昨日の報道では、財政部副部長程麗華が国务院政策予告会にて、新税法への平穏な移行の為、現行の年1回賞与の特別徴収方法（国税発[2005]9号）を継続すると発表しており、当面、賞与特別税制は継続するものと判断されます。

この場合の税率、速算控除数は2018年10月～12月の税率、速算控除数（非居民個人の総合報酬所得税率同様）が適用されると考えられますが、明確な通知が待たれます。総合課税計算表にのつとるものと考えられます。（本年10月～12月の月次所得税 税率表同様）

NAVI

2018年12月分賃金を1月支給とされている場合も、新所得税法による計算が必要です。税務局サイトからの申告表ダウンロードはまだ稼働していないため、上記アプリからの個人申告が現実的な準備対応と考えられます。また所得税計算代行・代納ベンダー（FESCO等）は手取り賃金額からの所得税計算を中止する通知をしています。企業単位でグロス賃金額に修正する必要があります。